

文教厚生常任委員会資料
2025 年(令和 7 年)3 月 10 日
教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当

議案第 17 号 関連資料

小学校教師用指導書購入に係る追認議案の提出について

教科書改訂に伴う小学校教師用指導書の購入において、予定価格が4千万円以上※であったにもかかわらず、議会の議決を経ることなく購入した事案が判明しました。

※「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（一部抜粋）」
議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 4,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れとする。

1 議案の概要

(1) 対象となる契約

令和5年度 小学校教師用デジタル教科書・指導書の購入 43,998,680 円

(2) 契約の相手方

有限会社 学友書房

(3) 原因

教科書の指導書は消耗品であり、1セット当たりの単価は2万円から10万円程度であるものの、支払いの請求がまとまることにより4千万円以上の購入になりましたが、議決の必要があると認識していなかったことによります。

2 本件の対応

当該財産の取得の手続きを有効なものとするため、令和7年3月市議会定例会で、当該財産の取得について追認を求める議案を提出させていただき、議決を求めたいと考えています。

また、今後は、11月時点で予定価格が把握できるため、4千万円以上になる場合は、12月議会で契約議案として上程する事務手続きに変更します。

3 再発防止策

業務に関する法令等の解釈を深め、担当者間で確実な事務引継ぎを実施するため、事務マニュアルの見直しを行います。